

公益財団法人大阪府保健医療財団の評議員及び役員の報酬等に関する規程

制定 平成24年7月23日

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人大阪府保健医療財団（以下「法人」という。）の評議員及び役員に支給する報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第10条に基づき置かれる者をいう。
- (2) 役員とは、定款第21条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (3) 常勤役員とは、評議員選定委員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とし、原則週5日勤務する者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
- (5) 使用人兼務役員とは、法人の職員であって法人の理事を兼ねている者をいう。
- (6) 報酬等とは、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」（平成18年法律第49号）第5条第13号に定める報酬、賞与其他職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (7) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、等の経費をいい、報酬等とは明確に区分するものとする。

(評議員報酬)

第3条 定款第13条の規定に基づき支給する評議員の報酬の額は、1日につき10,000円とする。

(役員報酬)

第4条 非常勤理事長の報酬は月額とし、別表に定める範囲内で、支給することができる。

2 非常勤役員の報酬等の額は、理事会又は評議員会出席1日につき10,000円支給する。ただし、理事長及び使用人兼務役員には支給しない。

3 監事が定款第24条に規定する職務及び権限を行使する場合の報酬等の額は、1日につき50,000円以内とする。

(報酬等の支給方法等)

第5条 役員に対する報酬等の支給の日、方法及び報酬より控除する額等支給に関する詳細は、この規程に定めるものの他、この法人の職員給与及び旅費規程に準じる。

(費用弁償)

第6条 評議員及び役員がその職務を執行するためにかかる経費は、請求により実費相当額を支給する。

(通勤費)

第7条 常勤役員には、通勤に要する交通費を、その通勤の実情に応じて、職員の例に準じて支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行う。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、その実施に関して必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する
- 2 この規程の施行に伴い、「財団法人大阪府保健医療財団の役員等の報酬等に関する規程」は、その効力を失う。

別表（第4条関係）

非常勤理事長の報酬

週当たりの勤務日数	月 額
4日	480,000円以内
3日	360,000円以内
2日	240,000円以内
1日	120,000円以内